

旭化成株式会社第117期定時株主総会招集ご通知

1. 招集通知

- ・ 招集通知
- ・ 株主総会参考書類

2. 添付書類

- ・ 事業報告
- ・ 連結計算書類
- ・ 計算書類
- ・ 会計監査人の監査報告書（謄本）
- ・ 監査役会の監査報告書（謄本）

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜一丁目2番6号
旭化成株式会社
代表取締役 山口信夫
取締役会長

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、株主総会の会日の前日（平成20年6月26日（木））午後5時までに到着しますようにご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、株主総会の会日の前日（平成20年6月26日（木））午後5時までにご行使ください（2頁をご参照ください）。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館 9階 ローズルーム
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第117期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
付議事項
第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上
(次頁に続く)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権をご行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任される場合にに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

本招集ご通知発送後、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(<http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/shoushu/117.html>)において、掲載することによりお知らせいたします。

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

【インターネットにより議決権をご行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権をご行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます(ただし、一部のインターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけません。)
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットによつて複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】

☎0120-186-417 (24時間受付)

<住所変更等用紙の請求>

☎0120-175-417 (24時間受付)

<その他の照会>

☎0120-176-417 (平日9:00~17:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役山口信夫、蛭田史郎、伊藤一郎、甲賀国男、佐藤克彦、辻田清、明石景泰、藤原孝二、水野雄氏、瀬戸雄三、児玉幸治の11氏全員は、任期1年との定款の定めにより本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、瀬戸雄三、児玉幸治、池田守男の3氏は、法令に定める社外取締役の要件を満たしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴ならびに当社の取締役であるときの地位および担当 〔他の法人等の代表状況〕
1	山口信夫 (大正13年12月23日生)	55,000株	昭和27年4月 当社入社 昭和51年6月 当社取締役 昭和53年11月 当社常務取締役 昭和56年6月 当社代表取締役(現在) 同取締役副社長 平成4年4月 当社取締役会長(現在)
2	蛭田史郎 (昭和16年12月20日生)	107,000株	昭和39年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役副社長 平成15年4月 当社代表取締役(現在) 同取締役社長(現在) 平成15年6月 当社社長執行役員(現在) 平成17年4月 当社研究開発本部長兼務 平成17年8月 当社新事業本部長兼務
3	伊藤一郎 (昭和17年7月6日生)	35,000株	昭和41年4月 当社入社 平成12年6月 当社経営計画管理部長 平成13年6月 当社取締役 平成15年2月 当社常務取締役 平成15年6月 当社取締役(現在) 同専務執行役員 平成17年10月 当社内部統制整備プロジェクト長 兼務 平成18年4月 当社副社長執行役員(現在) 経営戦略・経理財務・内部統制担当 〔他の法人等の代表状況〕 旭ファイナンス株式会社代表取締役社長

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴ならびに当社の取締役であるときの地位および担当 【他の法人等の代表状況】
4	辻田 清 (昭和23年4月16日生)	14,000株	昭和46年4月 当社入社 平成14年6月 当社人事部長 平成15年6月 当社戦略人事室長 平成16年4月 当社執行役員 平成16年7月 当社人事労務センター長兼務 平成17年4月 当社人財・労務部長兼務(現在) 平成17年6月 当社取締役(現在) 平成19年4月 当社常務執行役員(現在) 人財・労務担当、コンプライアンス担当補佐
5	佐藤 克彦 (昭和19年9月15日生)	75,000株	昭和44年4月 当社入社 平成13年4月 当社住宅事業部門住宅技術総部長 平成15年10月 旭化成ホームズ株式会社取締役 同常務執行役員 技術総部長 平成18年4月 同社代表取締役 同副社長執行役員 技術総部長 平成19年4月 当社常務執行役員(現在) 情報システム部長 平成19年6月 当社取締役(現在) 購買担当
6	水野 雄氏 (昭和27年4月3日生)	9,000株	昭和50年4月 当社入社 平成6年4月 当社秘書室長 平成16年7月 当社総務センター長 同広報室長兼務 平成17年4月 当社総務部長(現在) 平成19年4月 当社執行役員(現在) 平成19年6月 当社取締役(現在) 総務・コンプライアンス担当
7	林 善夫 (昭和23年1月16日生)	9,000株	昭和47年4月 当社入社 平成11年6月 当社研究開発本部研究開発企画管理部長 平成16年4月 当社知的財産・技術情報センター長 平成17年4月 当社執行役員(現在) 知的財産部長 平成17年8月 当社知的財産・研究基盤部長兼務 平成19年4月 当社新事業本部副本部長兼務 平成20年4月 当社新事業本部長兼務(現在) 環境安全・P.L・研究開発担当
8	瀬戸 雄三 (昭和5年2月25日生)	2,000株	昭和28年4月 朝日麦酒株式会社(現 アサヒビール株式会社)入社 昭和56年3月 同社取締役 平成4年9月 同社代表取締役社長 平成11年1月 同社代表取締役会長 平成14年1月 同社取締役相談役 平成15年3月 同社相談役(現在) 平成19年6月 当社取締役(現在)

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴ならびに当社の取締役であるときの地位および担当 〔他の法人等の代表状況〕
9	児玉幸治 (昭和9年5月9日生)	1,000株	昭和32年4月 通商産業省入省 平成元年6月 同省事務次官 平成3年6月 同省退官 平成5年6月 商工組合中央金庫理事長 平成13年7月 財団法人日本情報処理開発協会会長 平成19年6月 当社取締役(現在) 平成19年11月 財団法人機械システム振興協会会長(現在)
10	池田守男 (昭和11年12月25日生)	1,000株	昭和36年4月 株式会社資生堂入社 平成2年6月 同社取締役 平成13年6月 同社代表取締役執行役員社長 平成17年6月 同社取締役会長 平成18年6月 同社相談役(現在)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 瀬戸雄三氏は、法令に定める社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって1年であります。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
3. 児玉幸治氏は、法令に定める社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって1年であります。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、豊富な経験と実業界に対する幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
4. 池田守男氏は、法令に定める社外取締役候補者であります。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏が平成17年6月より社外取締役に就任している株式会社小松製作所は、同年7月、事業活動を終了していた同子会社オランダコマツファイナンス社の解散を証券取引法(現 金融商品取引法)が定める重要事実(投資者の投資判断に影響を及ぼす事実)に該当するものと認識せず、その公表前に自己株式買付を実施しました。しかしながら、証券取引等監視委員会による調査の結果、当該子会社の解散は重要事実にあたることから、その公表に先立つ自己株式買付は同法の禁止する売買等に相当すると認められました。平成19年3月、金融庁は証券取引等監視委員会の勧告に従い、同社に対して同法に基づく課徴金納付を命じ、同年4月、同社は課徴金4,378万円を金融庁に納付しました。同氏は、日頃から同社取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行っていましたが、事態判明後においても、同社取締役会での審議を通じて、再発防止に向けた法令遵守体制・内部管理体制の強化や社員教育の徹底を推進しました。

5. 当社は、瀬戸雄三および児玉幸治の2氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

当社は、池田守男氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役土屋友二、和食克雄の2氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名をご選任願いたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

また、加藤大雄氏は、法令に定める社外監査役の要件を満たしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴ならびに当社の監査役であるときの地位および担当 〔他の法人等の代表状況〕
1	土屋友二 (昭和10年10月5日生)	99,000株	昭和34年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成6年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社専務取締役 平成9年6月 当社代表取締役 平成10年6月 当社取締役副社長 平成13年6月 当社住宅カンパニー社長 平成14年6月 旭化成ホームズ株式会社代表取締役会長 当社取締役 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社監査役(現在)
2	加藤大雄 (昭和18年8月4日生)	0株	昭和43年4月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 昭和46年2月 公認会計士登録 昭和48年8月 税理士登録 平成14年4月 税理士法人中央青山(現 税理士法人プライスウォーターハウスコーパス)代表社員 平成17年4月 加藤大雄公認会計士・税理士事務所(現在)

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 加藤大雄氏は、法令に定める社外監査役候補者であります。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと期待できるため、選任をお願いするものです。

3. 当社は、加藤大雄氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名をご選任願いたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

また、本間啓司氏は法令に定める社外監査役の要件を満たしております。

氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴ならびに当社の監査役であるときの地位および担当 〔他の法人等の代表状況〕
本間啓司 (昭和12年2月21日生)	1,000株	昭和34年4月 日本軽金属株式会社入社 昭和53年8月 公認会計士登録 平成2年6月 日本軽金属株式会社取締役 平成5年6月 同社常勤監査役 平成13年6月 同社顧問 平成18年6月 当社補欠監査役(現在)

- (注) 1. 本間啓司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 本間啓司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと期待できるため、選任をお願いするものです。
3. 本間啓司氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めましたが、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）導入のご承認をお願いするものです。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が今後持続的に企業価値を向上させていくためには、多様な技術を持ち、多様な市場において多面的な事業モデルを展開する多角化企業として、それらのシナジー（相乗効果）を活かし、挑戦的風土やブランド力をさらに活用・強化していくことが必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

新たな事業へ挑戦する風土

当社は繊維や基礎化学品から事業を興し、その後社会の変化とともに石油化学、建材・住宅、医療機器・医薬品、さらにはエレクトロニクスへと事業領域を拡大してきました。原料への遡及や川下への事業展開、あるいは既存事業と関連のない飛び地であっても成長事業の開拓などに積極果敢に挑戦してきました。これらの経験を通じて培われてきた挑戦する風土は、当社を最も特徴付け、個々の事業のライフサイクルを乗り越えて、これからも成長し続けることを可能とする企業価値の源泉の一つであります。また、当社は、挑戦する風土のさらなる活用・強化のため、平成18年3月に共有すべき価値観や行動の指針を「旭化成グループ人財理念」としてまとめました。

コーポレートブランド

当社は、創業以来、「人類文化の向上」に貢献することを一貫して追求し、その使命は「科学と英知による絶えざる革新で、人びとの“いのち”と“くらし”に貢献する」という現在の基本理念に引き継がれています。この基本理念のもとに長年にわたって培ってきた「旭化成」というコーポレートブランドは、「ベンベルグ」「サランラップ」「ヘーベルハウス」などの商品ブランドとともに、お客様をはじめ、従業員、地域社会、そして株主・投資家の皆様にも広く認知されています。このブランド価値は、当社の企業価値の源泉の一つをなすものであります。

多角化企業のシナジー

当社は、化学を基盤とした幅広い技術を独自に発展させて数々のコア・テクノロジーを確立することで、多角的な事業展開を可能にしてきました。そして、多様な知識と経験を有する人財が、異なる事業領域に新しい視点を持ち込み、変化を促して独自の事業競争力をもたらしめています。これらのシナジーを活かして、当社は多彩な技術を持ち、多様な市場において多面的な事業モデルを展開する多角化企業として発展してきました。これらのシナジーは、当社の企業価値の源泉の一つをなすものであります。

キャッシュフロー創出力と財務体質

当社は、多角的な事業展開を行うことで事業リスクを分散しつつ、一方で不断の事業ポートフォリオ再構築を行うことで、「選び抜かれた多角化」を実現し、高いキャッシュフロー創出力と安定的で強固な財務体質を確立してきました。これらは、経済・社会の変化に対応して、今後とも事業を変革、強化・拡大し、あるいは新事業を創出する礎になるとともに、株主への還元に関して、継続的な増益による継続的な増配を通じた「連結業績に連動した配当」を可能にするものです。このキャッシュフロー創出力と財務体質は、当社の企業価値の源泉の一つをなすものであります。

当社は、これらの企業価値の源泉を今後も継続的に維持、発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

(2) 企業価値向上のための取組み

「中期経営計画」による取組み

当社は平成11年度以来、事業の選択と集中を徹底して進めて「選り抜かれた多角化」の実現を目指すとともに、平成15年10月には事業会社・持株会社体制へ移行して経営判断の迅速化と事業の自主自立経営の強化を図り、キャッシュフロー創出力を強化してきました。そのキャッシュフロー創出力と安定的で強固な財務体質を基盤として、現在平成18年度から平成22年度までの5年間にわたる中期経営計画「Growth Action - 2010」の目標達成に向けて取り組んでいます。

「Growth Action - 2010」では、グローバル経済の発展という大変革期に、多角化企業という当社の強みを活かして、拡大・成長に向けて事業ポートフォリオをさらに転換し、ブランド力を強化しつつ企業価値をいっそう向上することを目指しています。グローバル型事業の拡大・新事業創出と国内型事業の高度化・サービス化を成長戦略の柱とし、安定成長・基盤事業の強化を図りながら、高成長追求事業に対して経営資源を集中的に投入して徹底した強化・拡大を図っています。

株主への還元については、長期安定配当方針から、継続的な増益による継続的な増配を目指す「連結業績に連動した配当」を行う方針に転換しております。配当性向は、「Growth Action - 2010」期間中は戦略的な投資に重点を置くこととしているため、20%～30%を目安としています。

さらに「Growth Action - 2010」の目標年度以降も高い利益成長を継続し、平成27年度において平成17年度に対して企業価値を倍増することを目標に、平成19年4月に成長施策の検討プロジェクトを設置しました。具体的なテーマは、次世代型の新電子材料事業創出、膜分離関係の新事業創出、石油化学事業のグローバル拡大、電子部品事業のグローバル拡大、治療を目的とする医療機器事業の拡大・新事業創出の5つであり、その検討結果については、本年3月にはエレクトロケミカル関連事業を独立事業会社に、医療関連事業を持株会社である当社の子会社にそれぞれ再編することを決定するなど、本年度より順次実行に移してまいります。

当社は、「Growth Action - 2010」を迅速、着実に実行することで、企業価値および株主の皆様の共同の利益をさらに増大することができるものと確信しております。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、継続的かつ持続的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を確立することが重要と考えております。経営の「透明性の向上」「公正性の確保」「意思決定の迅速化」を図るため、平成15年10月に事業会社・持株会社制に移行し、同時に執行役員制を導入するとともに、取締役の定員を12名以内（現在）に減員し、人数も大幅に削減して11名（現在）といたしました。また、取締役の任期もそれまでの2年を選任後1年に短縮しました。これらにより、事業の執行権限と責任を明確化する一方で、経営監督機能の強化を図りました。なお、取締役会の監視・監督機能を強化するため、取締役会議長は、業務を執行しない会長が務めることとしています。

また、経営全般に対する当社取締役会の諮問機関として、経営諮問委員会を設置し、社外有識者による助言・提言を通じた経営の公正性の向上も図っています。経営諮問委員会のメンバーは、社外有識者と当社の会長、社長で構成されています。

昨年6月には、2名の社外監査役に加えて社外取締役を2名選任し、取締役会の経営監督機能を強化いたしました。さらに、本定時株主総会では、取締役総数を10名とし、独立性のある社外取締役を1名増員する（社外取締役の取締役会における割合を30%とする）ことにより、経営監督機能をよりいっそう強化・充実させることを株主の皆様にお諮りいたしております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1.に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご提案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、本年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙4「当社の大株主の状況」のとおりです。また、本日現在、当社に対し、当社の賛同を得ない当社株式の大量取得行為に関する提案はなされておりません。

(2) 本プランの内容

本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者等との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者等に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。(詳細については下記「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。)

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等(その要件の詳細については下記「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。)には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権(その主な内容は下記「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます(以下、このような無償割当ての実施を「本プランの発動」と言います。)

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有していた当社の議決権割合は、最大50%希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、社外取締役等から構成される独立委員会(その詳細については下記「独立委員会の設置」をご参照下さい。)の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、買収者等が本プランに従っており、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合であって、かつ、株主総会の開催が実務上可能である場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することを予定しています。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

本プランの発動に係る手続（概要は別紙1「本プランに係る手続の流れ」参照）

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下(ア)または(イ)に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

(ア) 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得

(イ) 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

1. 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

2. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。別段の定めがない限り以下同じとします。

3. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

4. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

5. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

6. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

7. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

8. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて提出していただきます。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会および独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- (ア) 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- 9．金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。
- (イ) 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- (ウ) 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）
- (I) 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (オ) 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (カ) 買付等の後における当社の株主、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針（当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策も含みます。）
- (キ) 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律および外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報
- (ク) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d) (ア)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

- (c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

- (ア) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、下記(イ)で定める独立委員会検討期間の範囲内において適宜回答期限を定めた上（以下「取締役会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

(イ) 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出されてから原則として最長90日が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、上記（ア）に従い取締役会の意見およびその根拠資料ならびに代替案（もしあれば）等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(ウ) 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、取締役会検討期間または独立委員会検討期間が開始した旨および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所の適時開示規則に従い情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。独立委員会が当社取締役会に対して下記（ア）ないし（ウ）に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

(ア) 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得するかまたは本新株予約権1個当たり当社株式1株を対価として取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- () 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- () 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

(1) 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記(ア)の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(ウ) 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない合理的理由が存すると判断する場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。この場合、独立委員会は、当該延長の理由および延長期間について、速やかに情報開示を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議 / 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、()買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、()本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、原則として、独立委員会における手続に加えて、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認する予定です。当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集いたします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決定を行うものとします。買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合または当社取締役会もしくは株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会または株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - (ア) 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (ウ) 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- (I) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当
面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益を
もって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による
株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘するこ
となく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確
にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいま
す。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買
付等である場合
- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するた
めに合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断す
るために合理的に必要な情報を十分に提供しない買付
等である場合
- (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の
方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方
針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当
社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに
係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本原
的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループ
の従業員、顧客、取引先等との関係や当社グループのブラン
ド力を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共
同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主意思確認総会の決定に基づく取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。
- (f) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。
- (g) 本新株予約権の行使条件
()特定大量保有者¹⁰、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者¹¹、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、()上記()ないし()に該当する者の関連者¹²（以下、()ないし()に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)項(4)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。
10. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

11. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
12. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。）、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- (ア) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、()本新株予約権全てを無償で取得するか、または、()本新株予約権全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。
- (イ) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- (ウ) (ア)および(イ)のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランの導入時点における独立委員会の委員は、当社社外取締役2名（うち1名は本定時株主総会にて新たに選任予定）および社外の有識者1名から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランの導入時点における独立委員会の委員は別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社上の機関としての決議を行うこととします。

本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成20年4月23日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

(3) 株主の皆様への影響

本プランの導入にあたって株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續および名義書換手續

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手續を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手續は不要です。）。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記(2)「本プランの発動に係る手續」(d)(ア)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得しまたは本新株予約権1個当たり当社株式1株と引換えに取得する場合があります（この場合の手續等については、当該取得に関する開示資料にて株主の皆様に対しお知らせいたします。）。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

4. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- (1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2.の取組み）について
上記2.に記載した中期経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3.の取組み）について

当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

- (b) 株主意思を重視するものであること

上記3.(1)「本プランの目的」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会において株主の皆様からご承認されることにより導入されます。

また、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」(e)にて記載したとおり、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、原則として、本プランの発動の是非についても、株主総会において株主の皆様意思を確認することとしており、株主の皆様意思を重視しています。

加えて、上記3.(2)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(c) 独立委員会による判断の重視と情報開示

上記3.(2)「独立委員会の設置」にて記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に合うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)および上記3.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 第三者専門家の意見の取得

上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」(c)(1)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

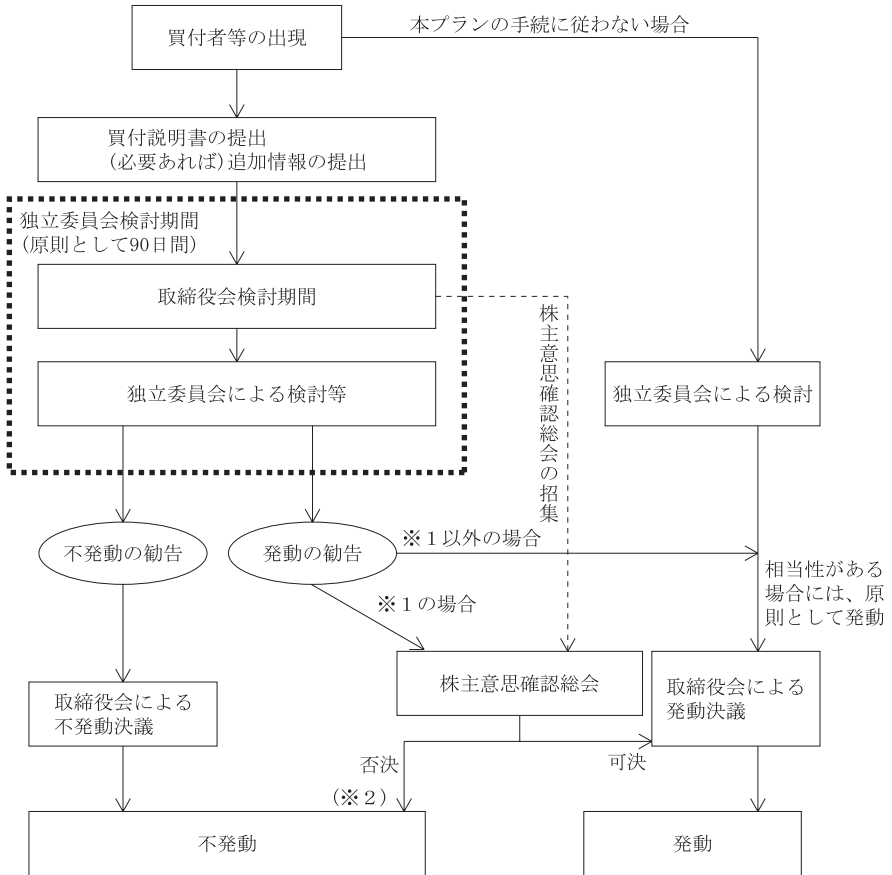
(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記3.(2)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

本プランに係る手続の流れ



- 1 ()買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii)本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合
- 2 株主意思確認総会で発動が否決された場合も、取締役会による不発動決議を行います。

(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために作成されたものです。

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、()当社社外取締役、()当社社外監査役、または()社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う(但し、 に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。)なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - 買付者等の買付等の内容の精査・検討

買付者等との交渉・協議

代替案の提出の要求・代替案の検討

独立委員会検討期間の延長

本プランの修正または変更に係る承認

その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

当社取締役会が別途独立委員会が行うことができると定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会および独立委員会の双方に追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社または当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

児玉 幸治（こだま ゆきはる） 昭和9年5月9日生

昭和32年4月 通商産業省入省
 昭和63年6月 同省産業政策局長
 平成元年6月 同省事務次官
 平成3年6月 同省退官
 平成5年6月 商工組合中央金庫理事長
 平成13年6月 株式会社商船三井取締役（現在）
 平成17年6月 HOYA株式会社取締役（現在）
 平成19年4月 株式会社東京ドーム監査役（現在）
 平成19年6月 当社取締役（現在）
 [主な公職] 財団法人機械システム振興協会会長
 財団法人企業活力研究所会長
 財団法人商工総合研究所理事長

* 同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、本定時株主総会における会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

池田 守男（いけだ もりお） 昭和11年12月25日生

昭和36年4月 株式会社資生堂入社
 平成2年6月 同社取締役
 平成13年6月 同社代表取締役社長
 平成17年6月 同社取締役会長
 平成17年6月 株式会社小松製作所取締役（現在）
 平成18年6月 株式会社資生堂相談役（現在）
 平成19年7月 当社経営諮問委員（現在）
 平成20年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役（現在）
 [主な公職] 社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員長
 東京商工会議所副会頭
 日本商工会議所特別顧問

* 同氏は、本定時株主総会における会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

高橋 進（たかはし すずむ） 昭和28年 1月28日生
 昭和51年 4月 株式会社住友銀行入社
 平成 2年 1月 株式会社日本総合研究所入社
 平成16年 2月 同社理事
 平成16年10月 当社経営諮問委員
 平成17年 8月 内閣府政策統括官
 平成19年 8月 株式会社日本総合研究所副理事長（現在）
 平成20年 4月 当社経営諮問委員（現在）
 * 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

別紙 4

当社の大株主の状況

平成20年 3月31日現在

氏名または名称	住 所	所有株式数 (千株) (注) 2	出資比率(%) (注) 3
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号	73,000	5.22
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)(注) 1	東京都港区浜松町二丁目11番 3 号	72,314	5.17
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)(注) 1	東京都中央区晴海一丁目 8 番11号	61,843	4.42
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号	35,404	2.53
旭化成グループ従業員持株会	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号	34,404	2.46
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番 1 号	32,150	2.30
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号	31,100	2.22
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号	20,878	1.49
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	20,269	1.45
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	19,517	1.40
計		400,879	28.66

(注) 1. 所有株式のうち、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の72,314千株ならびに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の61,843千株は信託業務に係る株式である。
 2. 「所有株式数(千株)」は、千株未満切り捨てで記載している。
 3. 「出資比率(%)」は、自己株式を除いて算出している。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を退任される甲賀国男、明石景泰、藤原孝二の3氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、取締役会にご一任願いたいと存じます。

上記各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
甲 賀 国 男	平成9年6月 当社取締役（現在）
明 石 景 泰	平成18年6月 当社取締役（現在）
藤 原 孝 二	平成19年6月 当社取締役（現在）

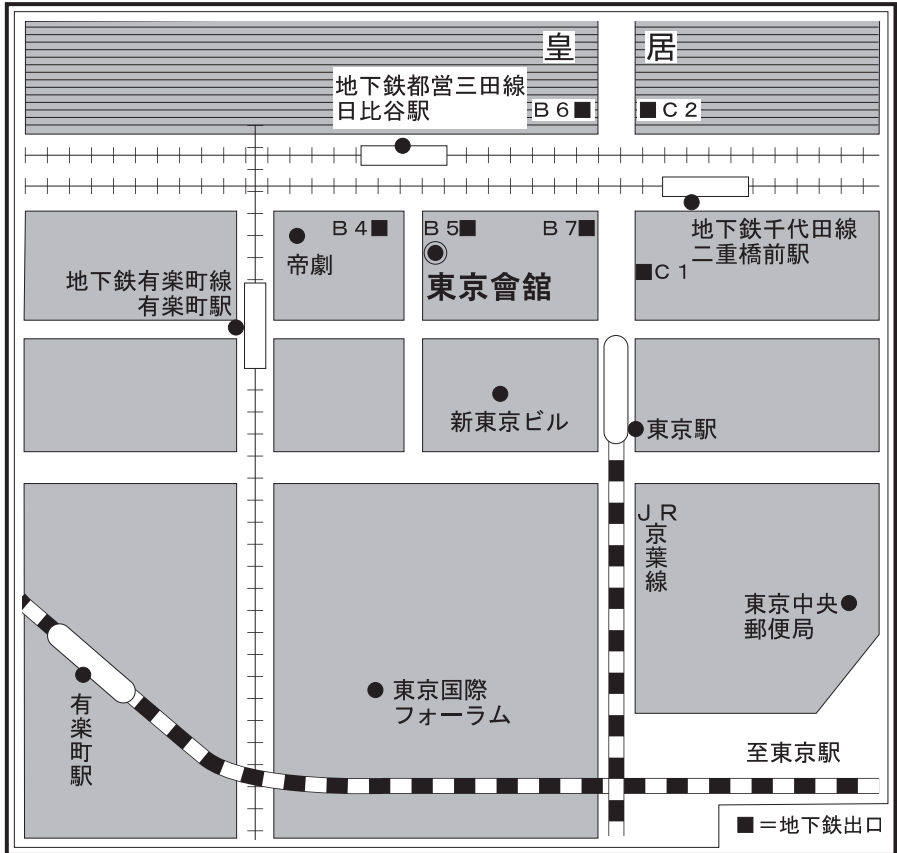
以 上

株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

東京會館 9階 ローズルーム

電話 (03) 3215 - 2111



駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

当社ホームページ <http://www.asahi-kasei.co.jp>

(旭化成株式会社第117期定時株主総会 添付書類)

事業報告

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

・事業の概況

1. 企業集団の事業の経過および成果

(1) 当期における世界経済は、中国を始めとする新興国の景気は拡大基調にあったものの、原燃料価格高騰の継続や、サブプライムローン問題に端を発した米国経済の減速懸念など、不安定な状況にありました。そのなかで日本経済は、企業業績や民間設備投資は底堅く推移したものの、世界経済の先行きの不透明感や、年度後半の急激な円高などの影響から景気は減速傾向にあり、当社および連結子会社等（以下「当社グループ」と呼びます。）の事業を取り巻く環境は厳しい状況で推移しました。

このような状況のなかで、当社グループの当期における連結業績は、売上高は、原燃料価格高騰により製品市況が高水準で推移したケミカル事業が売上を伸ばしたことなどから、1兆6,968億円で前期比730億円の増収となりました。しかし、営業利益は、ケミカル事業や繊維事業などが業績を伸ばしたものの、戸建住宅の引渡し戸数が減少した住宅事業や、建築基準法改正の影響を強く受けた建材事業の業績が前期を下回ったことなどから、1,277億円で前期比1億円の微減益となりました。また、経常利益は、1,205億円で前期比61億円の減益となり、当期純利益は、699億円で前期比14億円の増益となりました。

当期の単独業績は、連結子会社等からの配当などにより営業収益は499億円で、前期比72億円の増収となり、営業利益は338億円で、前期比56億円の増益となりました。また、経常利益は347億円で、前期比56億円の増益となり、当期純利益は381億円で、前期比92億円の増益となりました。

なお、当社グループの業績は、次に掲げるとおりです。

① 当社グループの連結業績

区 分	前期 (a)	当期 (b)	増減額 (b) - (a)
売 上 高	16,238 億円	16,968 億円	730 億円
営 業 利 益	1,278	1,277	▲1
経 常 利 益	1,265	1,205	▲61
当 期 純 利 益	686	699	14

当社グループの事業区分別の連結売上高および連結営業損益の内訳は、次に掲げるとおりです。事業区分については、6つの事業会社に対応した事業区分に「サービス・エンジニアリング等」を加えた7事業区分としています。

なお、平成19年4月1日付で旭化成ケミカルズ㈱が旭化成ライフ&リビング㈱を統合したことにもとない、当期より「生活製品関連事業」を「ケミカル事業」に統合し、前期の業績についても同様の組み替えを行っています。

② 事業区分別連結売上高

事業区分	前期 (a)	当期 (b)	増減額 (b) - (a)
ケミカル事業	8,052 億円	8,792 億円	740 億円
住宅事業	4,057	3,862	▲195
医薬・医療事業	1,045	1,112	68
繊維事業	1,066	1,141	74
エレクトロニクス事業	1,121	1,133	12
建材事業	608	557	▲51
サービス・エンジニアリング等	289	370	81
合計	16,238	16,968	730

③ 事業区分別連結営業損益

事業区分	前期 (a)	当期 (b)	増減額 (b) - (a)
ケミカル事業	566 億円	652 億円	87 億円
住宅事業	275	214	▲61
医薬・医療事業	139	127	▲12
繊維事業	42	72	31
エレクトロニクス事業	226	222	▲4
建材事業	50	28	▲23
サービス・エンジニアリング等	39	52	13
消去または全社	▲58	▲90	▲32
合計	1,278	1,277	▲1

(2)次に、当社グループの主要事業区分別の事業状況についてご説明します。

<ケミカル事業>

売上高は8,792億円で、前期比740億円の増収となり、営業利益は652億円で、前期比87億円の増益となりました。

汎用系事業は、原燃料価格の高騰の影響を受けたものの、モノマー系事業の市況がアクリロニトリル（AN）を中心として高水準で推移したことや、ポリマー系事業が堅調に推移したことなどから、業績は前期を上回りました。

高付加価値系事業は、リチウムイオン電池用の微多孔膜「ハイポア™」が旺盛な需要を背景に販売量を伸ばしたことや、イオン交換膜法食塩電解プラントおよびイオン交換膜の販売が好調に推移したことなどから、業績は前期を上回りました。

なお、汎用系事業では、本年3月に、タイにおけるANおよびメチルメタクリレート（MMA）の新プラントについて、タイのPTT社および丸紅㈱との合弁によるプラント建設を正式に決定しました。

また、高付加価値系事業では、昨年12月に、滋賀県守山市の「ハイポア™」工場的大幅能力増強を決定し、さらに本年2月には、宮崎県日向市に新工場を建設することを決定しました。

<住宅事業>

売上高は3,862億円で、前期比195億円の減収となり、営業利益は214億円で、前期比61億円の減益となりました。

建築請負・分譲事業は、昨年前半まで続いた受注減少の影響に加え、昨年10月末に発覚した建築部材の納入業者による大臣認定不正取得問題などにより一部の建物に引渡し遅れが生じたこともあり、戸建住宅の引渡し戸数が大幅に減少し、業績は前期を下回りました。なお、当期の建築請負事業の受注実績については、前期比27億円増加し3,061億円となりました。

住宅周辺事業は、リフォーム事業が好調に推移したことなどから、業績は前期を上回りました。

なお、静岡県富士市において建設中であった「住宅総合技術研究所」が、昨年10月に完成しました。

< 医薬・医療事業 >

売上高は1,112億円で、前期比68億円の増収となったものの、営業利益は127億円で、前期比12億円の減益となりました。

医薬事業は、カルシトニン製剤「エルシトニン™」などの主力製品の販売が堅調に推移しましたが、ライセンス収入の減少や研究開発費の増加の影響を受け、業績は前期を下回りました。

医療事業は、製造能力を増強したポリスルホン膜人工腎臓「APS™」を中心に各製品が国内外で販売量を伸ばしたことなどから、業績は前期を上回りました。

なお、医薬事業では、本年1月に、抗血液凝固剤「リコモジュリン™」の国内製造販売承認を取得しました。

また、医療事業では、本年1月に、大分県大分市での白血球除去フィルター「セパセル™」の新工場の建設と、宮崎県延岡市でのウイルス除去フィルター「プラノバ™」の新紡糸工場の建設を決定しました。

< 繊維事業 >

売上高は1,141億円で、前期比74億円の増収となり、営業利益は72億円で、前期比31億円の増益となりました。

ポリウレタン弾性繊維事業は、堅調な需要を受け欧米を始めとして海外拠点が好調に推移したことから、業績は前期を上回りました。再生セルロース繊維「ベンベルグ™」は、海外向けに販売量を伸ばしたことから、業績は前期を上回りました。不織布事業は、固定費の削減に努めたものの、原燃料価格高騰の影響を強く受け、業績は前期を下回りました。

なお、昨年3月に「旭化成・中国ファッションデザイナークリエティブ大賞」を創設し、昨年11月と本年3月に中国北京市にて、大賞授賞式と「ベンベルグ™」を使用したファッションショーを開催し、中国市場でのブランド力向上を図っています。

< エレクトロニクス事業 >

売上高は1,133億円で、前期比12億円の増収となりましたが、営業利益は222億円で、前期比4億円の減益となりました。

電子材料系事業は、中国を始めとする海外需要が堅調に推移し、全般的に販売量を伸ばしたことなどから、業績は前期を上回りました。

電子部品系事業は、主力LSI製品がデジタル家電用途の需要調整の影響を受けたことや、販売価格の下落もあり、業績は前期を下回りました。

なお、本年2月に、静岡県富士市において、半導体集積回路の保護膜用途などで使用される感光性ポリイミド樹脂「パイメル™」の新工場が稼働を開始しました。

< 建材事業 >

売上高は557億円で、前期比51億円の減収となり、営業利益は28億円で、前期比23億円の減益となりました。

建築資材・住宅資材事業は、建築基準法改正の影響で建築着工数が減少したことを受け、軽量気泡コンクリート（ALC）「ヘーベル™」などの販売量が減少し、業績は前期を下回りました。

基礎杭を扱う基礎事業は、小口径・回転杭工法「EAZET™」などの新規用途開拓が進んだものの、大型パイルの需要減少の影響を受け、業績は前期並となりました。断熱材事業は、木造住宅の着工数減少の影響などにより、業績は前期を下回りました。

< サービス・エンジニアリング等 >

売上高は370億円で、前期比81億円の増収となり、営業利益は52億円で、前期比13億円の増益となりました。

エンジニアリング事業は、海外向けプラント事業が好調に推移したことなどから、業績は前期を上回りました。

なお、本年4月1日付で、旭化成㈱の特定保健指導事業などを新設分割し、旭化成ライフサポート㈱を設立しました。

< 新規事業・研究開発 >

当社グループの当期の研究開発費は562億円で、前期比37億円の増加となりました。

当社グループでは、当社の研究開発部門がグループの成長を担う新規事業の創出につながる研究開発・事業開発を行い、各事業会社の研究開発部門においては、それぞれの事業展開に必要な研究開発と、既存事業周辺領域での新事業開発を行っています。

当社では、新事業創出を一層加速させるため、新事業本部において基礎研究から事業開発、事業化までを一貫して取り組める体制をとっています。新事業本部においては、中期経営計画「Growth Action - 2010」の目標を達成するべく、エレクトロニクス材料分野、医療分野、情報技術分野を中心に研究開発を進めています。特に、エレクトロニクス材料分野に積極的に資源を投入しており、昨年12月には静岡県富士市に研究開発、新規事業創出拠点として「旭化成新総合研究棟」を新設することを決定しました。

(3) 当社グループの**当期の設備投資**の総額は829億円で、当期に完成または建設中の主要設備は、次に掲げるとおりです。

① 当期完成

- ・ HD I 系ポリイソシアネート「デュラネート™」製造設備の新設（中国）〔ケミカル事業〕
- ・「住宅総合技術研究所」の新設〔住宅事業〕
- ・ポリスルホン膜人工腎臓「APS™」組立工場の能力増強（中国）〔医薬・医療事業〕
- ・ポリウレタン弾性繊維「ロイカ™」製造設備の新設（米国）〔繊維事業〕
- ・新不織布「プレシゼ™」製造設備の新設〔繊維事業〕

② 当期建設中

- ・微多孔膜「ハイポア™」製造設備の能力増強〔ケミカル事業〕
- ・溶液重合スチレンブタジエンゴム製造設備の能力増強〔ケミカル事業〕
- ・ポリスルホン膜人工腎臓「APS™」紡糸・組立一貫新工場の建設〔医薬・医療事業〕
- ・白血球除去フィルター「セパセル™」新工場の建設〔医薬・医療事業〕
- ・フォトマスク防塵保護膜ペリクル製造設備の能力増強〔エレクトロニクス事業〕
- ・感光性ドライフィルムレジスト「サンフォート™」製造設備の能力増強（中国）〔エレクトロニクス事業〕
- ・ポリウレタン弾性繊維「ロイカ™」製造設備の能力増強（タイ・ドイツ・米国）〔繊維事業〕
- ・せんい先端技術センターの新設〔繊維事業〕

(4) **当期の資金調達**については、当社グループは、新規の資金調達を借入金およびコマーシャル・ペーパー発行で総額1,046億円実施しました。また、社債償還、借入金返済およびコマーシャル・ペーパー償還を総額1,084億円実施しました。

(注) 上記の記載金額は、億円未満を四捨五入して、億円単位で表示しています。

2. 企業集団が対処すべき課題

当社グループでは、「科学と英知による絶えざる革新で、人びとの“いのち”と“くらし”に貢献する」というグループ理念のもと、地球環境や社会との調和を目指した事業運営を徹底し、国内外のCSR活動を強化することで持続的な成長を図っています。

一方、当社グループの事業を取り巻く環境は、米国を始めとする世界経済の先行きの不透明感や、円高の継続、著しい原油価格の高騰などの影響により景気の減速が予想され、極めて厳しい状況が続くと想定されます。

このような状況のなかで、当社グループでは、平成22年度を最終年度とする中期経営計画「Growth Action - 2010」を実行中です。「Growth Action - 2010」では、グローバル型事業の拡大と国内型事業の高度化を戦略の柱として、拡大・成長に向けた事業ポートフォリオの転換を進めることにより、企業価値の増大とブランド力の向上を目指しています。そのために、ケミカル事業のモノマー分野と高機能分野、エレクトロニクス事業および医療事業の4分野を中心に、平成22年度までに4,000億円規模の戦略的な投資の実行を予定しています。なお、平成22年度の連結業績は、売上高1兆8,000億円、営業利益1,500億円、当期純利益800億円を目標としています。

当期には、この中期経営計画「Growth Action - 2010」の目標達成のため、積極的に設備投資を決定しました。次期以降は、当期に決定した設備投資を確実に実行すると同時に、「Growth Action - 2010」の最終年度である平成22年度以降の拡大・成長も視野に、戦略的な投資を進めていきます。

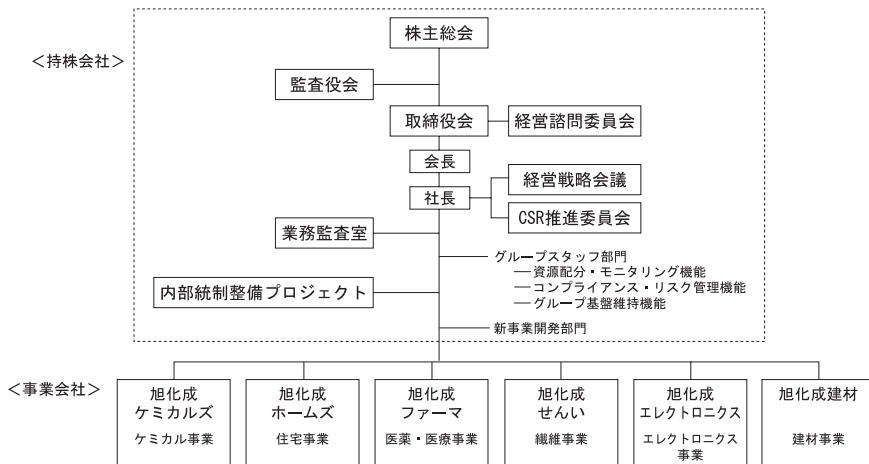
さらに、今後の拡大・成長に向けた具体的施策として、化学技術をベースにしたエレクトロニクス用途の電子材料事業である「エレクトロケミカル関連事業」と「医療関連事業」について、経営体制を再編することを決定しました。「エレクトロケミカル関連事業」では、当社のエレクトロニクス材料分野の研究開発部門と、既存のケミカル事業およびエレクトロニクス事業の関連事業とを統合し、来年4月1日付で新事業会社を設立する予定です。また、「医療関連事業」では、本年10月1日に旭化成ファーマ(株)の子会社である旭化成メディカル(株)および旭化成クラレメディカル(株)を、持株会社直下の事業会社とします。

これらの組織再編により、両事業について経営の効率化を図り、戦略的な意思決定と資源投入をより迅速に行うことができる体制を構築します。

なお、当期に発覚した住宅事業の軒裏天井改修問題について、お客様には大変ご心配、ご迷惑をお掛けしておりますが、今後一層の品質管理を徹底し再発防止に努めるとともに、本年度以降、対象となる建物全件の改修工事に順次着手してまいります。

株主各位におかれましては、従来と変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

< 本年 4 月 1 日現在のグループ経営体制 >



3. 企業集団の業績および財産の状況の推移

区 分	単 位	平成16年度 (第114期)	平成17年度 (第115期)	平成18年度 (第116期)	平成19年度 (第117期) 当期
売 上 高	億円	13,777	14,986	16,238	16,968
営 業 利 益	億円	1,158	1,087	1,278	1,277
経 常 利 益	億円	1,129	1,042	1,265	1,205
当期純利益	億円	565	597	686	699
1株当り当期純利益	円	40.16	42.46	49.00	50.01
総 資 産	億円	12,701	13,760	14,599	14,254
純 資 産	億円	5,117	5,942	6,535	6,742
1株当り純資産	円	365.43	424.34	461.50	476.39

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、総資産、純資産は、億円未満を四捨五入して、億円単位で表示しています。
2. 第114期および第115期においては、「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第1項に規定する連結計算書類を作成しています。また、第116期からは、会社法第444条第1項に規定する連結計算書類を作成しています。
3. 純資産額の算定にあたり、第116期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。
4. 1株当り当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当り純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しています。

5. 第114期においては、ケミカル事業が旺盛な海外需要に支えられ、住宅事業が前期の受注残を順調に売上に結びつけたことから、売上高、経常利益、当期純利益および1株当たり当期純利益は、前期に比し増加しました。
6. 第115期においては、海外需要が好調なケミカル事業や、IT向け需要が旺盛なエレクトロニクス事業が売上を伸ばしたことなどから、売上高、当期純利益は前期に比し増加しましたが、退職給付会計における数理計算上の差異の益が減少したことから、営業利益は前期に比し減少しました。
7. 第116期においては、海外市況が改善したケミカル事業、ライセンス収入などがあった医薬・医療事業や、デジタル家電用途向け製品が好調に推移したエレクトロニクス事業が業績を伸ばしたことなどから、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益および1株当たり当期純利益が前期に比し増加しました。
8. 第117期においては、ケミカル事業、繊維事業が売上を伸ばしたことから売上高は前期に比し増加しましたが、住宅事業や建材事業の業績が前期を下回ったことなどから、営業利益、経常利益は前期に比し減少しました。また、税金費用が減少したことなどから、当期純利益および1株当たり当期純利益は前期に比し増加しました。

・会社の概況

(平成20年3月31日現在)

1. 企業集団の主要な事業内容

事業区分	主要な製品・事業
ケミカル事業	<p><モノマー系事業> アンモニア、硝酸、カ性ソーダ、高度化成肥料、アクリロニトリル、スチレンモノマー、アジピン酸、MMAモノマー・樹脂など</p> <p><ポリマー系事業> ポリエチレン「サンテックTM」、スチレン系樹脂「スタイラックTM-AS」・「スタイラックTM-ABS」、合成ゴム、ポリアセタール樹脂「テナックTM」、変性PPE樹脂「ザイロンTM」、ナイロン66樹脂・繊維「レオナTM」など</p> <p><高付加価値系事業> 塗料原料、ラテックス、医薬・食品用添加剤「セオラスTM」、火薬類、金属加工品、感光性樹脂・製版システム「APRTM」、板状感光性樹脂「AFPTM」、中空糸膜「マイクロザTM-UF」・「マイクロザTM-MF」、微多孔膜「ハイポアTM」、イオン交換膜法電解装置、「サランラップTM」、「ジップロックTM」、各種フィルム・シート、発泡体など</p>
住宅事業	「ヘーベルハウス TM 」、「ヘーベルメゾン TM 」、マンション事業、都市開発事業、リフォーム事業、不動産事業、金融事業など
医薬・医療事業	医薬品（「エルシトニン TM 」、「フリバス TM 」、「トレドミン TM 」など）、医薬品原料、機能性食品素材、診断薬、診断薬用酵素、ポリスルホン膜人工腎臓「APS TM 」、吸着型血液浄化器「セルソーバ TM 」、ウイルス除去フィルター「プラノバ TM 」、白血球除去フィルター「セパセル TM 」など
繊維事業	ポリウレタン弾性繊維「ロイカ TM 」、再生セルロース繊維「ベンベルグ TM 」、スパンボンド「エルタス TM 」・人工皮革「ラムース TM 」などの不織布、ポリエステル長繊維など

事業区分	主要な製品・事業
エレクトロニクス事業	感光性ポリイミド樹脂「パイメル™」、感光性ドライフィルムレジスト「サンフォート™」、フォトマスク防塵保護膜ペリクル、LSI、ホール素子、プリント基板用ガラス長繊維織物など
建材事業	軽量気泡コンクリート（「ヘーベル™」など）、パイル、高機能断熱材「ネオマ™フォーム」、人工魚礁など
カービス・エンジニアリング等	エンジニアリング事業、各種リサーチ・情報提供事業、人材派遣・紹介事業など

2. 企業集団の主要な営業所、工場および研究所

事業区分	名称および所在地	
当 社	営業所	大阪本社（大阪府）、東京本社（東京都）、延岡支社（宮崎県）、富士支社（静岡県）、守山支社（滋賀県）
	研究所	研究開発センター・基盤技術研究所・吉野研究室（静岡県）、情報技術研究所（神奈川県）
ケミカル事業	営業所	旭化成ケミカルズ㈱（東京都）
	工場	川崎製造所（神奈川県、千葉県）、鈴鹿事業場（三重県）、樹脂成形工場・感光材工場・マイクロザ工場（静岡県）、ハイポア工場（滋賀県）、和歌山工場（和歌山県）、水島製造所（岡山県）、筑紫野工場（福岡県）、大分工場（大分県）、愛宕事業場・レオナ樹脂・原料工場・レオナ繊維工場・日向化学品工場・セオラス製造部（宮崎県）、旭化成分離膜装置（杭州）有限公司・旭化成精細化工（南通）有限公司（中国）、東西石油化学㈱（韓国）、旭化成プラスチックシンガポール（シンガポール）、旭化成プラスチックノースアメリカ（米国）、旭化成プラスチックタイランド（タイ）
	研究所	化学技術研究所（岡山県）、製品開発研究所（神奈川県）
住 宅 事 業	営業所	旭化成ホームズ㈱（東京都） 旭化成リフォーム㈱（東京都） 旭化成不動産㈱（東京都）
	研究所	住宅総合技術研究所（静岡県）、住生活総合研究所（東京都）

事業区分	名称および所在地	
医薬・医療事業	営業所	旭化成ファーマ(株) (東京都) 旭化成メディカル(株) (東京都) 旭化成クラレメディカル(株) (東京都)
	工場	大仁医薬工場・神島医薬工場・大仁診断薬工場 (静岡県)、名古屋医薬工場 (愛知県)、恒富工場・岡富工場・E V工場・プラノバ工場・アフェレス工場 (宮崎県)、人工腎臓工場・セパセル工場 (大分県)、旭化成医療機器 (杭州) 有限公司 (中国)
	研究所	医薬研究開発本部 (静岡県)
繊維事業	営業所	旭化成せんい(株) (大阪府)
	工場	ロイカ工場・スパンボンド工場 (滋賀県)、ベンベルグ工場・エステル工場・不織布工場 (宮崎県)、旭化成エルタス(株) (宮崎県)、杭州旭化成アンロン有限公司 (中国)、タイ旭化成スパンデックス (タイ)、台塑旭弾性繊維股份有限公司 (台湾)、旭化成スパンデックス・アメリカ (米国)、旭化成スパンデックス・ヨーロッパ (ドイツ)
	研究所	研究開発センター (大阪府、宮崎県)
エレクトロニクス事業	営業所	旭化成エレクトロニクス(株) (東京都)
	工場	電子材料工場・基板材料工場 (静岡県)、旭シュエーベル(株)守山工場 (滋賀県)、旭化成マイクロシステム(株)延岡事業所・旭化成電子(株)延岡事業所 (宮崎県)、旭化成電子(株)富士事業所 (静岡県)、旭化成電子材料(蘇州) 有限公司 (中国)、旭シュエーベル台湾 (台湾)
	研究所	研究開発センター (神奈川県、静岡県)、設計開発センター (神奈川県)、プロセス技術開発センター (宮崎県、静岡県)
建材事業	営業所	旭化成建材(株) (東京都)
	工場	白老工場 (北海道)、境工場・ネオマフォーム工場 (茨城県)、穂積工場 (岐阜県)、岩国工場 (山口県)
	研究所	建材研究所 (茨城県)
サービス・エンジニアリング等	営業所	(株)旭リサーチセンター (東京都) 旭ファイナンス(株) (東京都) 旭化成エンジニアリング(株) (東京都) 旭化成アミダス(株) (東京都)

(注) 上記の子会社等の営業所については、本店所在地を記載しています。

3. 企業集団の使用人の状況

事業区分	項目	使用人数	前期末比増減
当	社	791 名	5 名
	ケミカル事業	6,851	▲141
	住宅事業	4,904	20
	医薬・医療事業	4,028	340
	繊維事業	2,517	▲44
	エレクトロニクス事業	2,603	▲37
	建材事業	1,187	▲8
	サービス・エンジニアリング等	973	4
	計	23,854	139

(注) ケミカル事業の前期末比増減については、昨年3月31日時点の生活製品関連事業の使用人数を合算して比較しています。

4. 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	16,778 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	10,915
日本生命保険相互会社	8,600
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,001
国際協力銀行	6,735
明治安田生命保険相互会社	6,400
住友生命保険相互会社	5,300
長野県信用農業協同組合連合会	5,000
朝日生命保険相互会社	4,600
第一生命保険相互会社	4,200

(注) 上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。

5. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 重要な子会社等の状況

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ケミカル事業	旭化成ケミカルズ(株)	3,000 <small>百万円</small>	100.0%	石油化学製品、機能製品などの製造、販売
	山陽石油化学(株) ^{※1}	2,000	100.0	石油化学原料の製造、販売
	旭化成パックス(株) ^{※1}	490	100.0	合成樹脂製品の製造、加工、販売
	日本エラストマー(株) ^{※1}	1,000	75.0	合成ゴムの製造、販売
	東西石油化学(株)	50,642 <small>百万ウォン</small>	100.0	アクリロニトリル、青化ソーダなどの製造、販売
	Asahi Kasei Plastics Singapore Pte.Ltd. ^{※1}	46,000 <small>千米ドル</small>	100.0	機能樹脂の製造、販売
	Asahi kasei Plastics (America) Inc. ^{※1}	31,955 <small>千米ドル</small> <small>※2</small>	100.0	樹脂コンパウンドの製造・販売会社の持株会社
	旭化成精細化工(南通)有限公司 ^{※1}	149 <small>百万元</small>	100.0	HD I系ポリイソシアネートの製造、販売
	旭有機材工業(株)	5,000 <small>百万円</small>	30.1	合成樹脂および化学製品の製造、加工、販売
住宅事業	旭化成ホームズ(株)	3,250	100.0	住宅の設計、施工および販売
	旭化成住工(株) ^{※3}	2,820	100.0	住宅用鉄骨部材などの製造、販売
	旭化成モーゲージ(株) ^{※3}	500	100.0	金融サービス
	旭化成リフォーム(株) ^{※3}	250	100.0	住宅の防水、外装のリフォーム、増改築
	旭化成不動産(株) ^{※3}	200	100.0	不動産の賃貸管理、売買仲介、販売代理
医薬・医療事業	旭化成ファーマ(株)	3,000	100.0	医薬品の製造、販売
	旭化成メディカル(株) ^{※4}	200	100.0	医療機器の製造、販売
	旭化成クラレメディカル(株) ^{※4}	800	93.0	人工腎臓その他医療機器の製造、販売
	旭化成医療機器(杭州)有限公司 ^{※5}	163 <small>百万元</small>	100.0	人工腎臓の組立

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
繊維事業	旭化成せんい(株)	3,000 <small>百万円</small>	100.0%	繊維製品の製造、販売
	杭州旭化成アンロン有限公司 ※6	132 <small>百万円</small>	100.0	ポリウレタン弾性繊維の製造、販売
	杭州旭化成紡織有限公司 ※6	78 <small>百万円</small>	82.5	ポリウレタン弾性繊維の経編生地の編立、染色
	Thai Asahi Kasei Spandex Co., Ltd. ※6	850 <small>百万円</small>	60.0	ポリウレタン弾性繊維の製造、販売
	Asahi Kasei Spandex America, Inc. ※6	10,284 <small>千米ドル</small>	100.0	ポリウレタン弾性繊維の製造、販売
	Asahi Kasei Spandex Europe GmbH ※6	14,600 <small>千ユーロ</small> ※2	100.0	ポリウレタン弾性繊維の製造、販売
エレクトロニクス事業	旭化成エレクトロニクス(株)	3,000 <small>百万円</small>	100.0	電子部品、電子材料などの設計、販売
	旭化成電子材料(蘇州)有限公司 ※7	181 <small>百万円</small>	100.0	電子材料の製造、販売
	Asahi-Schwebel (Taiwan) Co., Ltd. ※7	326 <small>百万台湾ドル</small>	51.0	ガラス長繊維織物の製造、販売
建材事業	旭化成建材(株)	3,000 <small>百万円</small>	100.0	建築・土木資材の製造、販売
サービス・エンジニアリング等	(株)旭リサーチセンター	3,000	100.0	情報収集、調査、出版、コンサルティング業
	旭ファイナンス(株)	800	100.0	債券の売買、資金貸付など
	旭化成エンジニアリング(株)	400	100.0	機器、装置、土木、建築に関する設計、施工、販売および修繕
	旭化成アマダス(株)	80	100.0	人材派遣・紹介業

- (注) 1. ※1の会社については、旭化成ケミカルズ(株)を通じて間接所有しているものです。
2. ※2の資本金は、資本準備金を含んでいます。
3. ※3の会社については、旭化成ホームズ(株)を通じて間接所有しているものです。
4. ※4の会社については、旭化成ファーマ(株)を通じて間接所有しているものです。
5. ※5の会社については、旭化成クラレメディカル(株)を通じて間接所有しているものです。
6. ※6の会社については、旭化成せんい(株)を通じて間接所有しているものです。
7. ※7の会社については、旭化成エレクトロニクス(株)を通じて間接所有しているものです。

なお、上記(1)に記載した重要な子会社等を含め、当期の連結対象会社は106社、持分法適用会社は50社です。

(2) 重要な子会社等の統合、再編

- ① 昨年4月1日付で、旭化成ケミカルズ(株)は旭化成ライフ&リビング(株)を吸収合併しました。
- ② 昨年4月1日付で、旭化成マイクロシステム(株)、旭化成電子(株)および旭シュエーベル(株)は、営業・開発機能を吸収分割により旭化成エレクトロニクス(株)に移管しました。これにともない、Asahi-Schwebel (Taiwan) Co., Ltd. は、旭化成エレクトロニクス(株)の子会社となりました。
- ③ 昨年9月4日付で、旭化成ケミカルズ(株)が所有していたAK&N (UK) Ltd. の全ての株式を、住友化学(株)、伊藤忠商事(株)、Itochu Europe PlcおよびToyo Ink Europe Holdings S.A.Sに譲渡しました。
- ④ 昨年10月1日付で、旭化成メディカル(株)と、(株)クラレの子会社であるクラレメディカル(株)の透析事業を統合するとともに、旭化成メディカル(株)を旭化成クラレメディカル(株) (出資比率：旭化成ファーマ(株) 93.0%、(株)クラレ7.0%) に名称変更をしました。これにともない、プラノバ事業およびセパセル事業を行う旭化成メディカル(株)を新設しました。
- ⑤ 昨年11月30日付で、Asahi Chemical Intermediates, Inc. の解散決議を行い、清算手続きを開始しました。

6. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,402,616,332株 (自己株式3,888,272株を含む)
- (3) 株主数 128,865名
(前期末比2,517名増)
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本生命保険相互会社	73,000千株	5.22 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	72,314	5.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	61,843	4.42
株式会社三井住友銀行	35,404	2.53
旭化成グループ従業員持株会	34,404	2.46
第一生命保険相互会社	32,150	2.30
東京海上日動火災保険株式会社	31,100	2.22
明治安田生命保険相互会社	20,878	1.49
株式会社みずほコーポレート銀行	20,269	1.45
住友生命保険相互会社	19,517	1.40

(注) 当社への出資比率については、自己株式を除いて算出しています。

・会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況および重要な兼職状況
代表取締役 取締役会長	山口 信夫		株式会社旭リサーチセンター 取締役 相談役 アサヒビール株式会社 取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役
代表取締役 取締役社長	蛭田 史郎	社長執行役員	株式会社旭リサーチセンター 取締役
取締役	伊藤 一郎	副社長執行役員 経営戦略・経理財務担当 内部統制整備プロジェクト長	旭ファイナンス株式会社 代表取締役 社長 旭化成管理（上海）有限公司 董事長
取締役	甲賀 国男	専務執行役員 環境安全・生産技術・PL担当	旭化成エンジニアリング株式会社 代 表取締役会長
取締役	佐藤 克彦	常務執行役員 購買担当 情報システム部長	
取締役	辻田 清	常務執行役員 人財・労務担当、コンプライア ンス担当補佐 人財・労務部長	
取締役	明石 景泰	執行役員 研究開発担当 新事業本部長	
取締役	藤原 孝二	執行役員 経営戦略・経理財務担当補佐 経営戦略室長、経理・財務部長	旭ファイナンス株式会社 取締役副社 長
取締役	水野 雄氏	執行役員 総務・コンプライアンス担当 総務部長	旭ファイナンス株式会社 取締役
取締役	瀬戸 雄三		株式会社帝国ホテル 取締役 アサヒビール株式会社 相談役
取締役	児玉 幸治		株式会社商船三井 取締役 HOYA株式会社 取締役 株式会社東京ドーム 監査役 財団法人機械システム振興協会 会長
常勤監査役	土屋 友二		
常勤監査役	中前 憲二		
監査役	和食 克雄		日本軽金属株式会社 監査役
監査役	手塚 一男		キリンホールディングス株式会社 監 査役 株式会社プラザクリエイト 監査役 弁護士

- (注) 1. 取締役佐藤克彦氏、藤原孝二氏、水野雄氏氏、瀬戸雄三氏および児玉幸治氏は、平成19年6月28日開催の第116期定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日付で就任しました。
2. 監査役手塚一男氏は、平成19年6月28日開催の第116期定時株主総会において新たに監査役に選任され、同日付で就任しました。

3. 取締役瀬戸雄三氏および児玉幸治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
4. 監査役和食克雄氏および手塚一男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
5. 監査役和食克雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 代表取締役会長山口信夫氏は、日本商工会議所会頭および東京商工会議所会頭の職を兼務していましたが、平成19年10月31日付でそれぞれの職を退任しました。
7. 取締役藤原孝二氏は、旭ファイナンス株式会社取締役副社長の職を兼務していましたが、平成20年4月1日付で同職を退任しました。
8. 取締役児玉幸治氏は、財団法人日本情報処理開発協会会長の職を兼務していましたが、平成19年10月31日付で同職を退任しました。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬	11名	313百万円	4名	83百万円	15名	395百万円
（うち社外役員）	2	18	2	21		
株主総会決議に基づく退職慰労金	2	38	—	—	2	38
計		351		83		433

- (注) 1. 上記の報酬金額には、使用人兼取締役の使用人給与相当額33百万円を含んでいません。
2. 取締役の報酬限度額は、年額5億円以内です（平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会にて決議されました。）。
 3. 監査役の報酬限度額は、年額1億5,000万円以内です（平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会にて決議されました。）。
 4. 平成20年3月31日現在の役員数は、取締役11名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役2名）です。
 5. 上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。

上記のほか、第117期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任する3名の取締役に、同定時株主総会の決議により退職慰労金を支給する予定ですが、金額が確定していませんので、確定金額については第118期の事業報告に記載します。

当期は、役員退職慰労引当金78百万円を引き当てました。なお、平成20年3月31日現在の役員退職慰労引当金の総額は、貸借対照表記載のとおりです。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外取締役

氏名	他の株式会社の社外役員の兼任状況	当期における主な活動状況
瀬戸 雄三	株式会社帝国ホテル 取締役	当期において就任以降に開催された取締役会11回のうち8回に出席しました。経営者としての見識に基づき、主に会社経営の見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
児玉 幸治	株式会社商船三井 取締役 HOYA株式会社 取締役 株式会社東京ドーム 監査役	当期において就任以降に開催された取締役会11回のうち10回に出席しました。実業界に対する幅広い見識に基づき、主に会社経営の見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

なお、瀬戸雄三氏および児玉幸治氏と当社との間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(2) 社外監査役

氏名	他の株式会社の社外役員の兼任状況	当期における主な活動状況
和食 克雄	日本軽金属株式会社 監査役	当期開催された取締役会16回のうち15回に、監査役会11回のうち11回に、それぞれ出席しました。公認会計士としての見識に基づき、主に財務および会計的な見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
手塚 一男	キリンホールディングス株式会社 監査役 株式会社プラザクリエイト 監査役	当期において就任以降に開催された取締役会11回のうち11回に、監査役会7回のうち7回に、それぞれ出席しました。弁護士としての見識に基づき、主に法的な見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

なお、和食克雄氏および手塚一男氏と当社との間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

・会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
あらた監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

あらた監査法人 49百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

あらた監査法人 198百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区別することが出来ないため、上記の金額には合計額を記載しています。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、内部統制整備に関するアドヴァイザリー費用などを支払っています。

3. 当社の重要な国内子会社のうち、旭シユエーベル㈱は監査法人トーマツの監査を受けています。また、当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

4. 上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案するよう取締役会に請求し、取締役会が審議します。

・会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月9日、昨年3月23日および本年4月4日開催の取締役会において、会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、次に掲げるとおり決定しました。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。

- ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
 - ③ 「取締役会規程」において、重要な財産の処分および譲受、多額の借入れおよび債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
 - ④ 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 株主総会、取締役会、「経営戦略会議」の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
 - ② 経営および業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部場で作成し、適切に保存・管理している。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「グループ決裁権限基準」により、当社の取締役会、「経営戦略会議」での決裁事項および事業会社での決裁事項を定めている。
 - ② 取締役会、「経営戦略会議」およびその他の重要な会議にて、業務執行取締役、執行役員および経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
 - ③ レスポンシブル・ケア、コンプライアンスなどに関するリスクへの対応については、それぞれの所管部場において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施している。(注：レスポンシブル・ケアとは、環境安全、保安防災、製品安全、労働安全衛生・健康への対応をいう。)
 - ④ リスク管理を所掌する組織として、「リスク管理委員会」を設置し、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進めている。
 - ⑤ 「リスク管理基本規程」を定め、グループ全体のリスク管理の基本方針を明らかにし、リスクの識別と対処についての体系を明確にしている。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「経営戦略会議」を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「グループ決裁権限基準」に定められた決定事項の決定を行っている。
 - ② 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役提供されている。
 - ③ 業績管理に資する財務データについては、ITを活用したシステムにより迅速かつ的確に取締役に提供している。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 「企業倫理に関する方針・行動基準」を定め、冊子を作成し、全従業員に配布するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施している。
 - ② 企業の社会的責任を果たすために当社社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設け、その中に「企業倫理委員会」を設置し、「企業倫理に関する方針・行動基準」の遵守状況をモニタリングする体制にしている。
 - ③ コンプライアンス体制の強化を図るために、コンプライアンス担当の執行役員を任命するとともに、「内部通報制度」を導入し、グループに働く全ての人が利用できる仕組みを設けている。
 - ④ 内部監査部門である「業務監査室」が、各部場における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施している。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループは「分社・持株会社」制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通じてグループ全体の重要事項の決定および事業会社を含む主たる子会社の業務執行の監督を行っている。
 - ② 当社では、取締役会を原則として月1回、「経営戦略会議」を原則として月2回開催し、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況が「グループ決裁権限基準」に基づき、適切に付議・報告されている。また、原則として月1回開催される「グループ経営会議」にて、重要な決定事項・報告事項が事業会社経営幹部に伝達されている。
 - ③ 当社社長は、事業会社およびその主たる子会社の経営に係る重要な意思決定、業績などについて、事業会社監査役によるモニタリング報告を毎月受けている。

- ④ 当社社長は、事業会社社長から、概ね四半期毎に業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認している。
 - ⑤ 「企業倫理に関する方針・行動基準」、リスク管理、コンプライアンスに関する諸規程、「企業倫理委員会」などによるモニタリング、CSR活動その他事業運営に関わる全ての活動は、グループ内の事業会社を含む主たる子会社に適用範囲が及んでいる。
 - ⑥ 内部監査部門である「業務監査室」が、グループ内の事業会社を含む主たる子会社に内部監査を実施している。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役の職務を専属的に補助する部署として「監査役室」を設置している。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 「監査役室」所属の使用人に対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない。
 - ② 「監査役室」所属の使用人の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないことにしている。
- (9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項
- ① 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および報告の方法を定めている。
 - ② 監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めている。
 - ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役および使用人に報告を求めることができる。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が、取締役、執行役員および重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門（「業務監査室」）および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっている。
 - ② グループ監査体制を実効的に行うために、当社の監査役が、事業会社監査役と定期的に意見交換を実施できる体制になっている。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年4月23日開催の取締役会において、会社の支配に関する基本方針について次に掲げるとおり決定しました。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的などからみて企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が今後持続的に企業価値を向上させていくためには、多彩な技術を持ち、多様な市場において多面的な事業モデルを展開する多角化企業として、それらのシナジー（相乗効果）を活かし、挑戦的風土やブランド力をさらに活用・強化していくことが必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の基本方針の実現、すなわち当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための特別な取組みとして、次の施策を実施しています。

① 「中期経営計画」による取組み

当社は、現在、平成18年度から平成22年度までの5年間にわたる中期経営計画「Growth Action - 2010」の目標達成に向けて取り組んでいます。「Growth Action - 2010」では、グローバル型事業の拡大・新事業創出と国内型事業の高度化・サービス化を成長戦略の柱とし、安定成長・基盤事業の強化を図りながら、高成長追求事業に対して経営資源を集中的に投入して徹底した強化・拡大を図っています。

② コーポレート・ガバナンスの強化による取組み

当社は、継続的かつ持続的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを確立することが重要と考えています。経営の「透明性の向上」「公正性の確保」「意思決定の迅速化」を図るため、平成15年10月に事業会社・持株会社制に移行し、同時に執行役員制を導入するとともに、取締役の定員および人数を大幅に削減しました。また、取締役の任期も1年に短縮しました。これらにより、事業の執行権限と責任を明確化する一方で、経営監督機能の強化を図りました。

また、経営全般に対する当社取締役会の諮問機関として、経営諮問委員会を設置し、社外有識者による助言・提言を通じた経営の公正性の向上も図っています。

平成19年6月には、社外取締役を2名選任し、取締役会の経営監督機能を強化しました。さらに、平成20年6月開催予定の定時株主総会では、社外取締役を1名増員することを株主の皆様にお諮りする予定です。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月開催予定の定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件に、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決定しました。

本プランの具体的内容は、以下の通りです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.asahi-kasei.co.jp>）に掲載されている平成20年4月23日付当社プレスリリースをご参照下さい。

① 本プランの目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することなどを通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 対象となる買付等

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付等がなされる場合を適用対象とします。

③ 買付者に対する情報提供の要求と独立委員会による勧告・検討

本プランでは、買付等を行う買付者に対して、事前に買付説明書などの提出を求め、社外取締役などから構成される独立委員会において、買付者に求めた情報が提出されてから原則として最長90日（最大30日まで延長可能）の期間内に、買付等の内容の検討、買付者と当社取締役会の経営計画等の比較検討、当社取締役会の代替案の検討、直接または間接に買付者との協議・交渉などを行います。独立委員会は、買付者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合、買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合など所定の要件に該当しその実施が相当であると判断した場合には、当社取締役会に対し、本プランに従った新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行い、所定の要件に該当しない場合または該当しても実施が相当でないと判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

④ 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施（買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された本新株予約権を、全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てること）または不実施を決議します。ただし、当社取締役会は、買付者が本プランに従っており、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、株主総会の開催が実務上可能である場合には、原則として、株主総会を招集し本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認する予定です。こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

- ⑤ 新株予約権の当社による取得と当社株式の交付
本新株予約権の無償割当ては、当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で行われます。当社は、本新株予約権に付された取得条項により、買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき当社株式1株を交付することができます。
- ⑥ 本プランの有効期間・廃止
本プランの有効期間は3年とし、継続する場合は3年ごとに株主総会の承認を求めます。有効期間中であっても、当社株主総会または取締役会において本プランの廃止決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されます。

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 当該各取組みが基本方針に沿うものであること
上記(2)に記載した中期経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。
また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。
- ② 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
当社は、本プランは、以下の理由により、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。
- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した指針の定める三原則を充足しています。
- 2) 株主意思の重視
本プランは、当社株主総会において承認決議がなされることにより導入されます。また、当社取締役会は、原則として、本プランの発動の是非についても、株主総会において株主の皆様の意思を確認することとしており、株主の皆様の意思を重視しています。

- 3) 独立委員会による判断の重視と情報開示
本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。
- 4) 合理的な客観的要件の設定
本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- 5) 第三者専門家の意見の取得
独立委員会は、独立した第三者の助言を受けることができ、その判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、連結業績をベースにして、適切な内部留保を図りつつ、継続的な収益拡大による継続的な増配を目指すことを基本方針としています。なお、内部留保資金につきましては、中期経営計画「Growth Action - 2010」で掲げた、グローバル型事業の拡大および国内型事業の高度化を執行するための戦略的な投資や、新規事業創出のための研究開発費など、将来の収益拡大の実現に必要な資金として充当していきます。

以 上

連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	(751,211)
流動資産	740,075	流動負債	513,413
現金及び預金	82,903	支払手形及び買掛金	155,120
受取手形及び売掛金	298,788	短期借入金	43,220
有価証券	303	コマーシャル・ペーパー	55,000
棚卸資産	272,372	一年以内償還予定社債	25,000
繰延税金資産	26,130	未払法人税等	9,730
その他	61,239	繰延税金負債	58
貸倒引当金	△1,660	未払費用	108,947
固定資産	685,292	前受金	49,718
有形固定資産	424,193	修繕引当金	4,716
建物及び構築物	159,951	製品保証引当金	6,018
機械装置及び運搬具	165,220	その他	55,885
土地	54,096	固定負債	237,798
建設仮勘定	29,339	社債	25,000
その他	15,588	長期借入金	63,187
無形固定資産	26,226	繰延税金負債	9,155
のれん	5,707	退職給付引当金	116,133
その他	20,519	役員退職慰労引当金	997
投資その他の資産	234,873	修繕引当金	2,078
投資有価証券	190,991	預り保証金	18,935
長期貸付金	4,703	その他	2,314
繰延税金資産	12,777	(純資産の部)	(674,156)
その他	26,514	株主資本	613,042
貸倒引当金	△113	資本金	103,389
資産合計	1,425,367	資本剰余金	79,427
		利益剰余金	432,246
		自己株式	△2,019
		評価・換算差額等	53,201
		その他有価証券評価差額金	51,091
		繰延ヘッジ損益	11
		再評価積立金	873
		為替換算調整勘定	1,226
		少数株主持分	7,912
		負債・純資産合計	1,425,367

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

連結損益計算書（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

科 目	金 額
	百万円 百万円
売 上 高	1,696,789
売 上 原 価	1,288,965
売 上 総 利 益	407,824
販売費及び一般管理費	280,168
営 業 利 益	127,656
営 業 外 収 益	12,100
受 取 利 息	879
受 取 配 当 金	3,188
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3,757
雑 収 益	4,276
営 業 外 費 用	19,300
支 払 利 息	4,202
棚 卸 資 産 処 分 損	2,658
為 替 差 損	5,428
雑 損 失	7,012
経 常 利 益	120,456
特 別 利 益	4,300
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,432
固 定 資 産 売 却 益	309
持 分 変 動 利 益	559
特 別 損 失	19,157
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,027
固 定 資 産 処 分 損	6,821
減 損 損 失	4,802
環 境 対 策 費 用	2,239
過 年 度 引 渡 済 物 件 改 修 費 用	3,000
構 造 改 善 費 用	1,269
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	105,599
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	34,555
法 人 税 等 調 整 額	450
少 数 株 主 利 益	649
当 期 純 利 益	69,945

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	103,389	79,396	380,515	△1,544	561,755
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△18,188		△18,188
当期純利益			69,945		69,945
合併による減少			△26		△26
自己株式の取得				△542	△542
自己株式の処分		31		67	98
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	31	51,731	△475	51,287
平成20年3月31日残高	103,389	79,427	432,246	△2,019	613,042

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	再評価 積立金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	79,823	58	1,106	2,913	83,900	7,855	653,510
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△18,188
当期純利益							69,945
合併による減少							△26
自己株式の取得							△542
自己株式の処分							98
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△28,732	△47	△233	△1,687	△30,699	57	△30,642
連結会計年度中の変動額合計	△28,732	△47	△233	△1,687	△30,699	57	20,646
平成20年3月31日残高	51,091	11	873	1,226	53,201	7,912	674,156

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………106社
- ・主要な連結子会社の名称……………第117期事業報告の「Ⅱ. 会社の概況 5. 重要な親会社および子会社の状況」に記載しているため、省略している。

なお、当連結会計年度より、連結計算書類に与える影響が重要となってきた持分法適用の非連結子会社1社、及び新たに設立した子会社1社を連結子会社とした。

また、連結子会社による連結子会社の吸収合併により1社、株式を当社企業集団外の他社へ売却したことにより4社、清算したことにより1社、及び解散決議を行い清算手続きを開始したことにより重要性が低下した1社を連結子会社から除外している。

(2) 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称……………旭化成メタルズ(株)
旭化成ファインケム(株) 等
- ・連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産・売上高・当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数……………50社
- ・主要な非連結子会社の名称……………旭化成メタルズ(株)
旭化成ファインケム(株) 等
- ・主要な関連会社の名称……………旭有機材工業(株) 等

(2) 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称……………旭化成管理(上海)有限公司 等
- ・主要な関連会社の名称……………南陽化成(株) 等
- ・持分法を適用しない理由……………持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

なお、当連結会計年度より、吸収分割による株式取得に伴い関連会社1社を持分法適用会社とした。

また、連結計算書類に与える影響が重要となってきた持分法適用の非連結子会社1社を連結子会社に変更し、株式を当社企業集団外の他社へ売却した関連会社2社及び清算した関連会社1社を持分法適用会社から除外している。

- (3) 持分法適用手続に関する特記事項…持分法適用会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東西石油化学㈱、Asahi Kasei Plastics Singapore Pte. Ltd.、Asahikasei Plastics (America) Inc.、旭化成精細化工（南通）有限公司、旭化成医療機器（杭州）有限公司、杭州旭化成アンロン有限公司、杭州旭化成紡織有限公司、Thai Asahi Kasei Spandex Co.,Ltd.、Asahi Kasei Spandex Europe GmbH、Asahi Kasei Spandex America, Inc.、旭化成香港有限公司、旭化成電子材料（蘇州）有限公司等24社の事業年度の末日は、平成19年12月31日、㈱キューアサの事業年度の末日は、平成20年2月29日である。

連結計算書類の作成に当たっては、当該事業年度に係る財務諸表を基礎としているが、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結計算書類上、必要な調整が行われている。

また、旭化成エヌエスエネルギー㈱の決算日は、6月30日である。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で仮決算を行った財務諸表を基礎としている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……主として期末日前1ヶ月間の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの……主として移動平均法による原価法

②棚卸資産……………主として総平均法による低価法（ただし、販売用土地及び住宅については個別法による原価法）

③デリバティブ……………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………建物主として定額法、建物以外は主として定率法

②無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産は定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

②修繕引当金

設備の修繕に伴う費用の支出に備えるため、その見込額のうち当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

③製品保証引当金

将来の製品保証費用の支出に備えるため、過去の補償工事費用発生実績に基づき計上しているほか、軒裏天井仕様不備に対する特別改修工事費用に必要な金額を計上している。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理し、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理している。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、当社と一部の連結子会社は内規に基づく必要額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債と収益及び費用は期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めている。

②重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。

③重要なヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、金利スワップにおいては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務
通貨スワップ	支払利息
金利スワップ	支払利息

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社においては、デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替レートの変動リスク及び金利変動リスクを回避することを目的とする。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

④消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

⑤連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用している。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、その効果の及ぶ合理的な期間（5年間または20年間）で均等償却を行っている。ただし、重要性のないものについては一括償却している。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

1. 有形固定資産の減価償却の方法の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,141百万円減少している。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,909百万円減少している。

2. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

流動負債及び固定負債の「修繕引当金」を区分掲記した。

流動負債の「製品保証引当金」を区分掲記した。

(連結損益計算書関係)

営業外費用の「棚卸資産処分損」を区分掲記した。

営業外費用の「為替差損」を区分掲記した。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	642百万円
機械装置及び運搬具	34百万円
土地	97百万円
有形固定資産のその他	1百万円
合計	774百万円

なお、上記のほか、投資有価証券112百万円を取引保証金として取引先に差し入れている。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	113百万円
長期借入金	757百万円
合計	870百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	217,434百万円
機械装置及び運搬具	958,159百万円
その他	88,320百万円
合計	1,263,913百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務	9,737百万円
(うち共同保証による実質他社負担額)	5,738百万円
(2) 保証予約	1,738百万円
(3) 経営指導念書等	267百万円
(4) 受取手形割引高	208百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計期間 増加株式数 (千株)	当連結会計期間 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式	1,402,616	—	—	1,402,616
普通株式	1,402,616	—	—	1,402,616
自己株式	3,570	662	151	4,081
普通株式(注)1,2	3,570	662	151	4,081

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加662千株は、単元未満株式の買取りによる増加等である。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少151千株は、単元未満株式の売渡しによる減少123千株、持分法適用会社が売却した自己株式(当社株式)の当社帰属分28千株である。

2. 当該連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 平成19年5月8日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	9,795百万円
(ロ) 1株当たり配当額	7.00円
(ハ) 基準日	平成19年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成19年6月7日

(2) 平成19年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	8,393百万円
(ロ) 1株当たり配当額	6.00円
(ハ) 基準日	平成19年9月30日
(ニ) 効力発生日	平成19年11月29日

3. 当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末日後となるもの

平成20年5月8日開催の取締役会において、次のとおり決議する予定である。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	9,791百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	7.00円
(ニ) 基準日	平成20年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成20年6月6日

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	476円39銭
1 株当たり当期純利益金額	50円01銭

(その他の注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上している。

用途	種類	場所	金額
合繊長繊維製造設備	機械装置 他	宮崎県延岡市	3,753百万円
ファインパターン製品製造設備	機械装置 他	宮崎県日向市	1,049百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として製造工程、地域性、投資の意思決定単位等を加味してグルーピングを行っている。遊休資産については個別の資産単位毎に把握している。

合繊長繊維製造設備及びファインパターン製品製造設備については、収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算定している。

2. 過年度引渡済物件改修費用

当社の子会社である旭化成ホームズ(株)が顧客に引渡した請負住宅の一部について、軒裏天井仕様の改修工事を行う必要があることが当連結会計年度において判明した。この結果、同社が負担すると見込まれる当該改修工事費用の見積額(3,000百万円)を「過年度引渡済物件改修費用」として連結損益計算書の特別損失に計上するとともに、連結貸借対照表上の製品保証引当金に含めて計上している。

なお、当連結会計年度に判明した旭化成ホームズ(株)へ建材(軒裏天井)を納入しているニチアス(株)が、大臣認定を不正取得したことに伴い必要となる改修工事費用については、全額同社に求償する方針であり、当連結会計年度の連結計算書類への影響は無いと見積もっている。

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

(億円未満四捨五入)

科 目	金 額
	億円
営業活動によるキャッシュ・フロー	729
税金等調整前当期純利益	1,056
減価償却費	740
売上債権の増加額	△1
棚卸資産の増加額	△333
仕入債務の減少額	△306
法人税等の支払額	△456
その他	29
投資活動によるキャッシュ・フロー	691
有形固定資産の取得による支出	△688
有形固定資産の売却による収入	10
無形固定資産の取得による支出	△74
投資有価証券の取得による支出	△21
投資有価証券の売却による収入	102
その他	△20
財務活動によるキャッシュ・フロー	223
現金及び現金同等物に係る換算差額	2
現金及び現金同等物の増加額	187
現金及び現金同等物の期首残高	1,017
非連結子会社の連結化に伴う増加額	1
現金及び現金同等物の期末残高	830

貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	(288,606)
流動資産	213,426	流動負債	165,920
現金及び預金	217	支払手形	101
貯蔵品	176	短期借入金	18,000
前渡金	87	コマーシャル・ペーパー	55,000
前払費用	1,051	一年以内返済予定長期借入金	5,548
繰延税金資産	1,953	一年以内償還予定社債	25,000
未収入金	16,348	未払金	29,162
関係会社短期貸付金	144,353	未払法人税等	625
立替金	49,014	未払費用	14,985
その他の	399	前受金	19
貸倒引当金	△172	預り金	3,789
		代行支払関係支払手形	4,648
固定資産	485,628	その他	9,044
有形固定資産	67,830	固定負債	122,686
建物	14,358	社債	25,000
構築物	2,798	長期借入金	52,540
機械及び装置	1,673	繰延税金負債	30,060
車両及び運搬具	37	退職給付引当金	14,487
工具器具及び備品	1,942	役員退職慰労引当金	559
土地	46,465	預り保証金	39
建設仮勘定	557	(純資産の部)	(410,448)
無形固定資産	4,029	株主資本	369,338
ソフトウェア	3,182	資本金	103,389
特許権等	847	資本剰余金	79,427
投資その他の資産	413,769	資本準備金	79,396
投資有価証券	107,416	その他資本剰余金	31
関係会社株式	251,497	利益剰余金	188,396
出資金	39	利益準備金	25,847
長期貸付金	46	その他利益剰余金	162,549
関係会社長期貸付金	50,417	特別償却準備金	575
長期前払費用	425	固定資産圧縮積立金	10,567
その他	3,941	配当平均積立金	7,000
貸倒引当金	△11	別途積立金	82,000
		繰越利益剰余金	62,406
資産合計	699,054	自己株式	1,873
		評価・換算差額等	41,110
		その他有価証券評価差額金	41,110
		負債・純資産合計	699,054

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

損益計算書 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営業収益		49,923
関係会社受取配当金	42,746	
関係会社不動産賃貸収入	7,178	
営業費用		16,123
一般管理費	16,123	
営業利益		33,801
営業外収益		4,807
受取利息及び配当金	4,237	
雑収益	570	
営業外費用		3,912
支払利息	2,052	
雑損失	1,860	
経常利益		34,696
特別利益		4,274
投資有価証券売却益	2,832	
固定資産売却益	1,443	
特別損失		3,537
投資有価証券評価損	459	
固定資産処分損	1,550	
環境対策費用	1,529	
税引前当期純利益		35,433
法人税、住民税及び事業税		△3,795
法人税等調整額		1,123
当期純利益		38,105

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	
平成19年3月31日残高	103,389	79,396	—	79,396	25,847	1,103	10,789	7,000
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩						△528		
固定資産圧縮積立金の積立							65	
固定資産圧縮積立金の取崩							△287	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			31	31				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	31	31	—	△528	△222	—
平成20年3月31日残高	103,389	79,396	31	79,427	25,847	575	10,567	7,000

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	繰越利益剰余金					
	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
平成19年3月31日残高	82,000	41,741	168,479	△1,389	349,875	61,762	61,762	411,638
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩		528	—		—			—
固定資産圧縮積立金の積立		△65	—		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		287	—		—			—
剰余金の配当		△18,188	△18,188		△18,188			△18,188
当期純利益		38,105	38,105		38,105			38,105
自己株式の取得				△542	△542			△542
自己株式の処分				58	88			88
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						△20,652	△20,652	△20,652
事業年度中の変動額合計	—	20,665	19,917	△484	19,463	△20,652	△20,652	△1,190
平成20年3月31日残高	82,000	62,406	188,396	△1,873	369,338	41,110	41,110	410,448

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日前1ヶ月間の市場価格の平均に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………建物は定額法、建物以外は定率法

(2) 無形固定資産……………ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法
その他の無形固定資産は定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理し、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上している。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。

(3) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(会計処理方法の変更)

有形固定資産の減価償却の方法の変更

当社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ98百万円減少している。

(追加情報)

当社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ68百万円減少している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	27,948百万円
2. 偶発債務	
(1) 保証債務	24,091百万円
(うち共同保証による実質他社負担額)	(391百万円)
(うち被再保証金額)	(20,881百万円)
(2) 保証予約	1,738百万円
(うち被再保証金額)	(1,738百万円)
(3) 経営指導念書等	267百万円
(うち被再保証金額)	(267百万円)
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 短期金銭債権	209,123百万円
(2) 長期金銭債権	50,419百万円
(3) 短期金銭債務	8,627百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業収益	49,923百万円
営業費用	8,111百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高	5,707百万円

なお、当社は、各関係会社に対して受託事務費用として、それぞれの費用項目の性質に応じて、各関係会社の利用割合に基づき、その実費額（合計27,182百万円）を配賦している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における自己株式の総数
普通株式

3,888,272株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	5,895百万円
税務上繰越欠損金	4,914百万円
固定資産処分損	2,969百万円
固定資産減損損失	1,213百万円
環境対策費用	585百万円
投資有価証券評価下げ	475百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	428百万円
その他	1,254百万円
繰延税金資産小計	17,733百万円
評価性引当額	△7,294百万円
繰延税金資産合計	10,439百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△30,347百万円
固定資産圧縮積立金	△7,250百万円
特別償却準備金	△395百万円
その他	△555百万円
繰延税金負債合計	△38,546百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△28,107百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車両及び運搬具	10	5	5
工具器具及び備品	27	10	17
ソフトウェア	15	12	4
合計	52	27	26

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額	
1年内	12百万円
1年超	14百万円
合計	26百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	18百万円
減価償却費相当額	18百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はない。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	勘定科目	期末残高(百万円)
子会社	旭化成ケミカルズ㈱	所有直接 100.0%	土地建物の賃貸等	土地建物賃貸収入(注1)	4,466	未収入金	372
	旭化成せんい㈱	所有直接 100.0%	土地建物の賃貸等	土地建物賃貸収入(注1)	764	未収入金	54
			固定資産の購入	設備購入代金(注2)	970	—	—
	旭化成ホームズ㈱	所有直接 100.0%	固定資産の売却	土地売却代金(注3)	1,324	—	—
	旭ファイナンス㈱	所有直接 100.0%	資金貸付	貸付金利収入(注4)	2,115	流動資産その他	53
				資金貸付(注5)	42,280	短期貸付金	144,353
					△6,886	長期貸付金	50,417
旭化成エンジニアリング㈱	所有直接 100.0%	設備建設請負契約締結等	設備購入代金等(注6)	446	未払金	84	
旭化成アミダス㈱	所有直接 100.0%	労働者派遣受入等	労働者派遣料支払等(注6)	904	未払費用	68	
関連会社	A J S ㈱	所有直接 49.0%	システム保守契約締結、システム開発請負契約締結	システム保守料等(注6)	3,046	未払費用	316
				システム開発費(注6)	488	未払金	167

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれる。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 土地賃貸料は、各土地毎に相続税評価額に適正な利用率率を乗じた金額とし、建物賃貸料は、各建物毎の実費相当額を基に算出した金額としている。

(注2) 設備購入価格は、時価相当として、譲渡日の譲渡対象資産簿価としている。

(注3) 土地売却価格は、不動産鑑定士による評価額を勘案して合理的に決定している。

(注4) 旭ファイナンス㈱への貸付金利は、個別契約毎に市場金利を勘案して合理的に決定している。

(注5) 旭ファイナンス㈱への貸付金は、グループファイナンス業務のための必要資金貸付であり、返済期間は個別契約に基づき合理的な期間を定めている。

(注6) 価格その他の取引条件は、各取引毎に、市場実勢を参考に価格交渉の上で決定している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 293円44銭
1株当たり当期純利益金額 27円24銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。

会計監査人の監査報告書謄本(連結)

独立監査人の監査報告書

平成20年5月2日

旭化成株式会社

代表取締役
取締役社長 蛭田史郎殿

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 笹山勝則 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 仲澤孝宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、旭化成株式会社
の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の
連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株
主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結
計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場
から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の
基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算
書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを
求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会
計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価
も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでい
る。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎
を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正
妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭化成株式会社及び連
結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び
損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認
める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規
定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本(単独)

独立監査人の監査報告書

平成20年5月2日

旭化成株式会社

代表取締役
取締役社長 蛭田史郎 殿

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 笹山勝則 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 仲澤孝宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭化成株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、グループとしての内部統制システムの整備・運用状況、関係会社特に海外のリスク管理体制、CSRへの取り組み状況（法令等遵守・環境保全・保安防災等）を重点監査項目として設定しました。監査の方法としては、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、各事業会社及び主要な関係会社に対し事業の報告を求めました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を確認いたしました。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取り組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第159条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

なお、当社グループは「分社・持株会社制」を採用していますので、内部監査部門及び事業会社等の監査役と定期的に連絡会を開催し、グループとしての内部統制システムの有効性を確認しております。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月7日

旭化成株式会社 監査役会

常勤監査役 土 屋 友 二 ㊟

常勤監査役 中 前 憲 二 ㊟

社外監査役 和 食 克 雄 ㊟

社外監査役 手 塚 一 男 ㊟

以 上